

本学の使命・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を推進するため、以下のとおり、内部質保証の方針を定めます。

1. 基本的な考え方

(1) 全学的な取り組み

内部質保証について全学的な推進体制を整備し、責任と権限及び役割を明確にする。

(2) 内部質保証の領域

内部質保証の領域は、教育、研究、社会貢献及び管理運営とし、とりわけ教育については教育の質を重視する観点から、「大学全体レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」から内部質保証に取り組む。

(3) 恒常的な取り組み

内部質保証の質を維持、向上させるため、原則として自己点検・評価を、毎年度、実施する。

(4) 自己点検・評価の対象

自己点検・評価を実施する対象は、短期大学及びその附属施設並びに法人とする。

(5) 自己点検・評価の項目

自己点検・評価の主たる項目は、5ヵ年計画を含む事業計画及び本学が評価を受けようとする認証評価機関が定める項目を準用する。なお、認証評価機関が定める項目は、毎年度、学内で点検項目を選定のうえ実施するものとする。

又、次の各号を点検・評価の従たる項目とする。

- ① アセスメント・ポリシーに基づく学修成果
- ② シラバス
- ③ ガバナンス・コード
- ④ 入学者選抜

(6) 自己点検・評価の実施方法

ア. 全学的自己点検・評価と学科別自己点検・評価に区分して実施し、エビデンスに基づき適切な把握と分析を行い、信頼度の高い自己点検・評価を行う。又、自己点検・評価結果の妥当性を高めるため、以下の検証機能の開発・充実を図る。

- ① エビデンスに基づく評価方法
- ② IR機能
- ③ 学修成果（ラーニングアウトカムズ）の評価方法
- ④ 学外者による検証

イ. 計画的な改善活動

自己点検・評価の結果について計画的に改善を進めるため、課題を整理したうえで、重要課題については事業計画において重点事業化し、法人との連携により傾斜的に予算配分を行うなど実効力のあるPDCAサイクルを推進する。又、中長期的な課題については5ヵ年計画の策定に役立てるものとする。

ウ. 第三者評価による内部質保証の実質化

内部質保証の取り組みや成果を客観的に評価するため、外部評価委員による評価を行う。又、機関別認証評価及び設置計画履行状況等調査といった外部機関による評価の結果、課題がある場合は速やかに改善する。

エ. 内部質保証システムの検証

内部質保証システムが機能し、期待される成果をあげているか、継続・組織的に検証・改善を行う。

(7) 学内理解の深化

研修等により、本学教職員に対して内部質保証への理解を深め、改善・改革を促進する組織文化を定着さ

せる。又、学外団体への委員派遣等を通じ、学内評価者や内部質保証を推進する人材の育成を図る。

#### (8) 社会への公表

本学の教育・研究、学習その他サービスが一定水準にあることを説明・証明するため、情報公開を推進する。その中心的な役割を担うものとして、『自己点検・評価報告書』及び『事業報告書』を毎年度作成し、ホームページ等を通じて社会に公表する。

### 2. 組織体制

#### (1) 推進組織

＜大学全体レベル＞

点検・評価委員会

内部質保証及び自己点検・評価に関する推進機関として点検・評価委員会を設置する。点検・評価委員会は、その役割の中核として自己点検・評価を企画・運営し、全学的な自己点検・評価を実施する。又、点検・評価の結果、課題があれば関係組織と連携しながら改善の取組を推進する。

＜教育課程レベル＞

教学マネジメントに関する委員会

教育課程レベルのPDCAは、教学マネジメントに関する委員会が推進主体となり、学科の3つのポリシーをはじめとして、教育や学生指導・支援の方向性の検討、教育課程及び学修成果、シラバスの点検等を行う。学科は、大学の重点事業目標・計画及び上記の委員会での審議結果を基に学科運営を行う。

#### (2) 支援組織

学長室（自己点検・評価業務）・総合企画部（IR業務・戦略企画業務）

内部質保証の支援組織として学長室及び総合企画部を設置する。アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果をはじめとするIRデータを提供し、エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施を支援する。又、重要課題について改善・改革を推進するため、5ヵ年計画や事業計画のとりまとめなど、大学全体のPDCAサイクルを回す支援を行う。

FD委員会

アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果や授業アンケート、学生アンケートの結果などを参考に、本学の教育活動の質的向上と発展を図るため、全学のFD活動を企画・実施する。又、授業アンケート結果を各教員へフィードバックし、授業科目レベルでの改善を促進する。

SD委員会

職員の職務と責任の遂行に必要な知識又は技能を習得させ、その能力や資質等の向上を図り、大学の発展に資することを目的として、計画的、体系的に職員研修を実施する。なお、職員とは、事務職員(法人部門を含む。)のほか、教授等の教員及び学長等の執行部をいう。

附 則

この方針は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年3月1日改正、令和6年3月14日改正)